

デジタル業務 BPO による障がい者工賃向上事業業務委託基本仕様書

1 事業の目的

就労継続支援 B 型事業所（以下「B 型事業所」という。）の活動内容をデジタル業務へ転換することにより、高額な工賃の確保及び障がい者の経済的自立を実現する。

あわせて、障がい者がデジタル業務に係るスキルを取得することにより、福祉的就労から一般就労への移行拡大を図る。

2 事業の委託期間

委託期間は、契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

3 業務の内容

(1) 意識改革研修

- ① 村山地域（山形市）で 2 回、及び庄内地域（鶴岡市、酒田市又は三川町）で 1 回、それぞれ会場集合形式で実施すること。（同じ内容を 3 回実施）
- ② 工賃向上に向けた事業所の意識改革、企業等が発注する業務の市場構造、デジタル業務の事例紹介等を盛り込むこと。
- ③ 基調講演及びワークショップを実施すること。
- ④ 研修案内のチラシを作成すること。
- ⑤ 申込フォームを作成し、参加者情報を取りまとめること。

(2) デジタル研修

- ① デジタル研修は、初心者向けの「基礎編」とより実践的なスキル習得をする「実践編」に分けて実施すること。この場合、事業所のデジタルスキルによっては「実践編」からの参加を可能とすること。
- ② 「基礎編」の実施方法及び時間数は、会場集合形式及びオンライン形式で計 36 時間程度実施すること。会場集合形式は、村山地域（山形市）及び庄内地域（鶴岡市、酒田市又は三川町）で実施すること。オンライン形式は、参加する B 型事業所（以下「参加者」という。）への個別指導も行うこと。
- ③ 「基礎編」を実施するにあたり、参加者へのヒアリングやスキルチェック試験等により B 型事業所のデジタルスキルをデータベース化し、それを踏まえた研修とすること。
- ④ 「基礎編」は、基本的なデジタル作業の指導を習得できる内容とすること。研修後は、フィードバックミーティングでフォローアップすること。
- ⑤ 「実践編」の実施方法及び時間数は、オンライン形式で計 72 時間程度実施することとし、参加者への個別指導とすること。
- ⑥ 「実践編」は、実際に企業で発注しているレベルの高度な作業スキルの指導及び納品管理を習得できる内容とすること。必要に応じて、作業別の説明マニュアルを参加者に配布すること。研修後は、フィードバックミーティングでフォローアップすること。
- ⑦ デジタルスキルを習得した参加者に対し、企業等が発注するデジタル業務の実務情報を提供すること。
- ⑧ 研修に係る B 型事業所からの問合せにメール等により対応すること。
- ⑨ 各研修の時間数については、参加する B 型事業所の数、スキルや習熟などにより変動

できるものとする。

(3) 成果報告会について

研修を受講したB型事業所が成果を発表する成果報告会を実施すること。実施方法はオンライン形式とする。

(4) その他

山形県共同受注センターに対し、デジタル業務の発注掘り起こしに関する助言指導を行うこと。

4 留意事項

- (1) 当該業務を実施するに当たり、事業計画書を作成し、すみやかに提出すること。また、3(1)から(3)の各業務を実施する際は、事前に実施計画書を提出すること。
- (2) 業務を行う上で知り得た企業等やB型事業所の情報等（個人情報を含む）について、守秘義務を遵守するとともに管理を徹底すること。また、業務委託終了後も同様とする。
- (3) 本業務委託の一部を第三者に委託する場合は、再委託ごとに、業務の内容、再委託先の概要及びその体制を明確にして、事前に一般社団法人山形県経営者協会と協議し、承認を得ること。
- (4) その他、仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度、一般社団法人山形県経営者協会と協議の上、決定すること。

5 仕様書の作成

仕様書は、基本仕様書及び選定事業者の企画提案書に基づき、一般社団法人山形県経営者協会と選定事業者が協議の上、作成する。